

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の3次募集の受付について

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」については、2月18日（金）17時で2次募集の締め切りをしたところではありますが、この度3次募集が行われることとなりました。

については、以下のとおり申請を受け付けますので、「申請の手引き」をよく確認のうえ、支給要件に合致する学生は、大学事務局まで申請書類を提出してください。

なお、推薦者数には限りがありますので、申請を希望する学生は早めに申請書類を提出するようお願いします。

また、この給付金は、学生に一律に支給されるものではなく、支給要件を満たす学生に対して支給されるものであることから、虚偽の申告や不正な手段による受給は絶対にやめてください。

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学生で、すでに1月12日に振込を受けた学生及び1次、2次募集の期日までに大学に申請しすでに振込を受けた学生は、今回の3次募集には申請できませんのでご注意ください。

【対象者】

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生で、新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けているなど、修学の継続が困難になっている学生

【給付額】

10万円

【申請方法】

次の申請書類を大学事務局に提出

【申請書類】

- ・学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書（様式1） ※両面印刷
- ・「誓約書」（様式2）
- ・その他支給要件を満たすことを証明する書類
※審査のため可能な限り添付してください。

【申請受付締切】

3月18日（金）17時 ※厳守

自分が支給要件に該当するかどうか分からない学生は、書類を準備する前で構いませんので、事務局教務・学生チームまでお問い合わせください。また、提出前には、申請書類に不備がないか各自で必ずご確認ください。

申請書類を準備する際は、次のことに特に注意してください。

- ✓ 自宅外で現在も生活していることがわかる証明書類（賃貸借契約書の写し等）で

あること。

- ✓ 支給要件を満たすことを証明する書類が提出できない場合は、支給要件を満たすこと及び証明書類を提出できないことを「申請書」の「3. 申し送り事項」に記入すること。
- ✓ 「誓約書」(様式2)の要件チェック項目①～⑤の各項目にすべて該当すること(原則)。※④及び⑤はいずれかを満たすこと。

内容確認のため、大学担当者から学生本人へ連絡することがありますので、その場合は応じてください。応じないことにより申請内容に関して確認できない場合は、申請受付ができないことがあります。

【お問い合わせ・提出先】

青森公立大学事務局 教務・学生チーム

〒030-0196

青森市合子沢字山崎 153-4

TEL : 017-764-1555